

令和4年2月28日
長野県司法書士会
長野県青年司法書士協議会

事業報告書

1 相談会名

全国一斉生活保護相談会（無料電話相談）

2 開催日時

令和4年1月30日（日）10：00～16：00

3 開催趣旨

生活保護受給世帯数は、厚生労働省の令和3年11月の発表によれば、同年8月時点で164万648世帯であり前年同月と比較すると0.3%増加しています。中でも65歳以上の高齢世帯の占める割合は高く、全体の55.4%にも及びます。

また、令和2年度は、リーマンショックの影響を受けた平成21年度以降初めて生活保護の申請件数が前年度比で増加となりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により厳しい雇用情勢が続き、生活困窮状態となり、生活保護申請が必要な方は増加しているものと考えられます。

このような厳しい状況にかんがみ、生活に苦しむ方を、1人でも多く最後のセーフティネットである生活保護制度へとつなげるべく、長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会は、全国青年司法書士協議会と共催でこの相談会を実施し、生活保護に関する相談をお受けする機会といたしました。

* * *

生活保護は、憲法第25条第1項に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を実現する最も基本的な社会保障であり、市民生活にとってみればこれが最後のよりどころです。これまでも長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会では、毎年生活保護に関する無料電話相談を実施し、市民の方々の多数の相談に応じてまいりました。また、長野県司法書士会は生活保護の申請をしようとする市民が窓口で適切な対応を受けられるよう司法書士が同行する活動を支援しています。

我々司法書士は、身近なくらしの法律家として、生活保護を必要とする人が適切に保護を受けられるよう、今後も活動を続けて参ります。

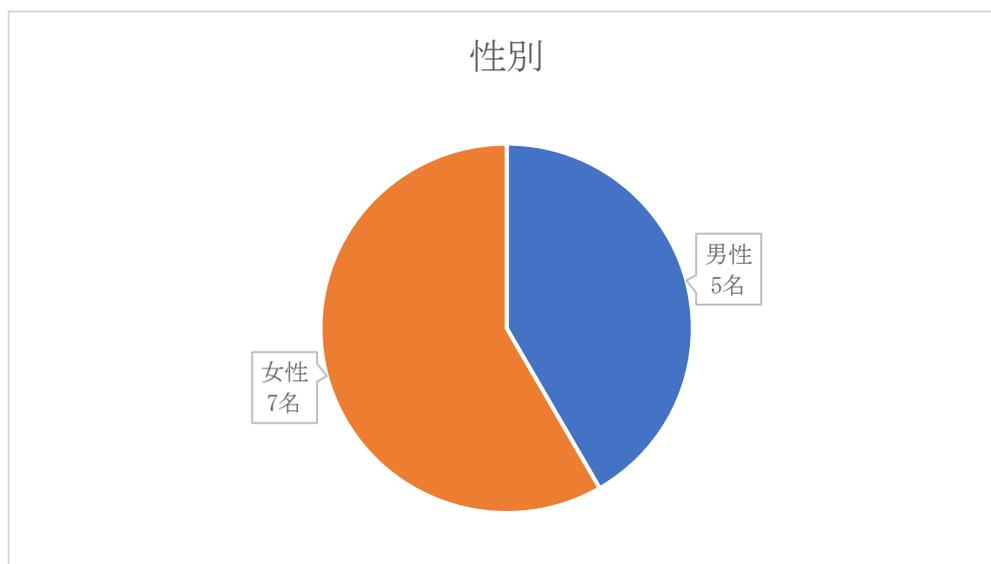
4 相談件数

合計 12件

内訳

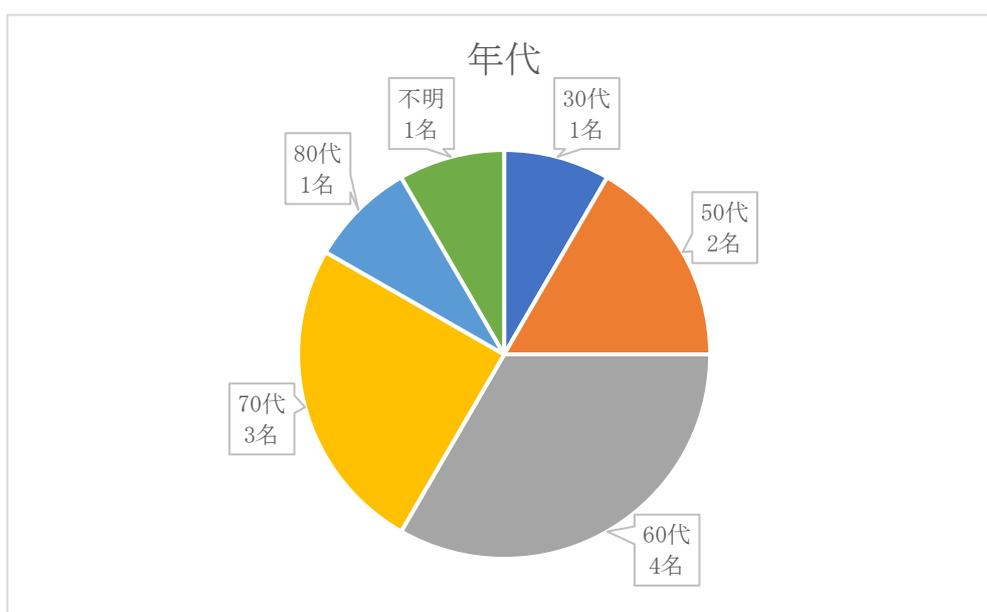
(1) 性別

男性 5名 女性 7名



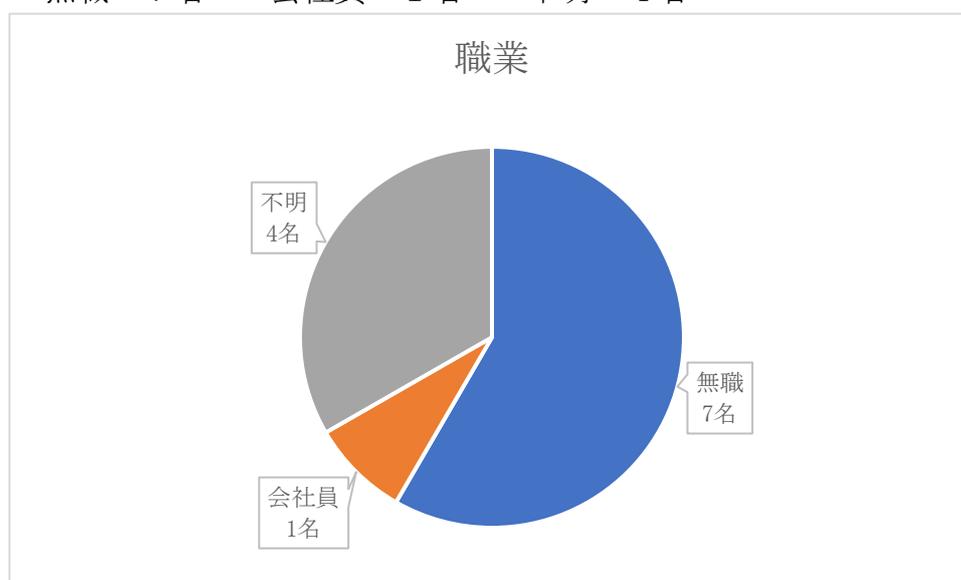
(2) 年代

30代 1名 50代 2名 60代 4名
70代 3名 80代 1名 不明 1名



(3) 職業

無職 7名 会社員 1名 不明 4名



5 主な相談内容

以下のような相談が寄せられました。

- 病気で仕事ができない。現在は蓄えがあるが今後のため生活保護について教えてほしい。
- 仕事を辞め、貯金も底をついてしまったので生活保護を受けたい。
- 年金だけでは生活が苦しく生活保護を受けたい。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で仕事ができず、今後の生活が不安。生活保護について教えてほしい。

6 実施した感想・コメント・今後の対応

例年の傾向と同じく、高齢者・無職の方からの相談が多く寄せられました。

相談内容といたしましては、既に生活困窮状態にあり生活保護を受給したいというものから現在はある程度の貯金があるが、収入がなく将来が不安というものまでさまざまです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く現状、今後も失業、収入減などから生活困窮状態となり、生活保護申請が必要な方が増加することは大いに予想されることから、私どもといたしましても、引き続き本問題に対する取り組みを積極的に行っていきたいと考えております。